

## 1 事業名

市道路線の廃止

市道 1-436 号線

## 2 事業の概要

上記路線については、北秋津・上安松土地区画整理事業に伴い、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の廃止を実施している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

道路法、土地区画整理法

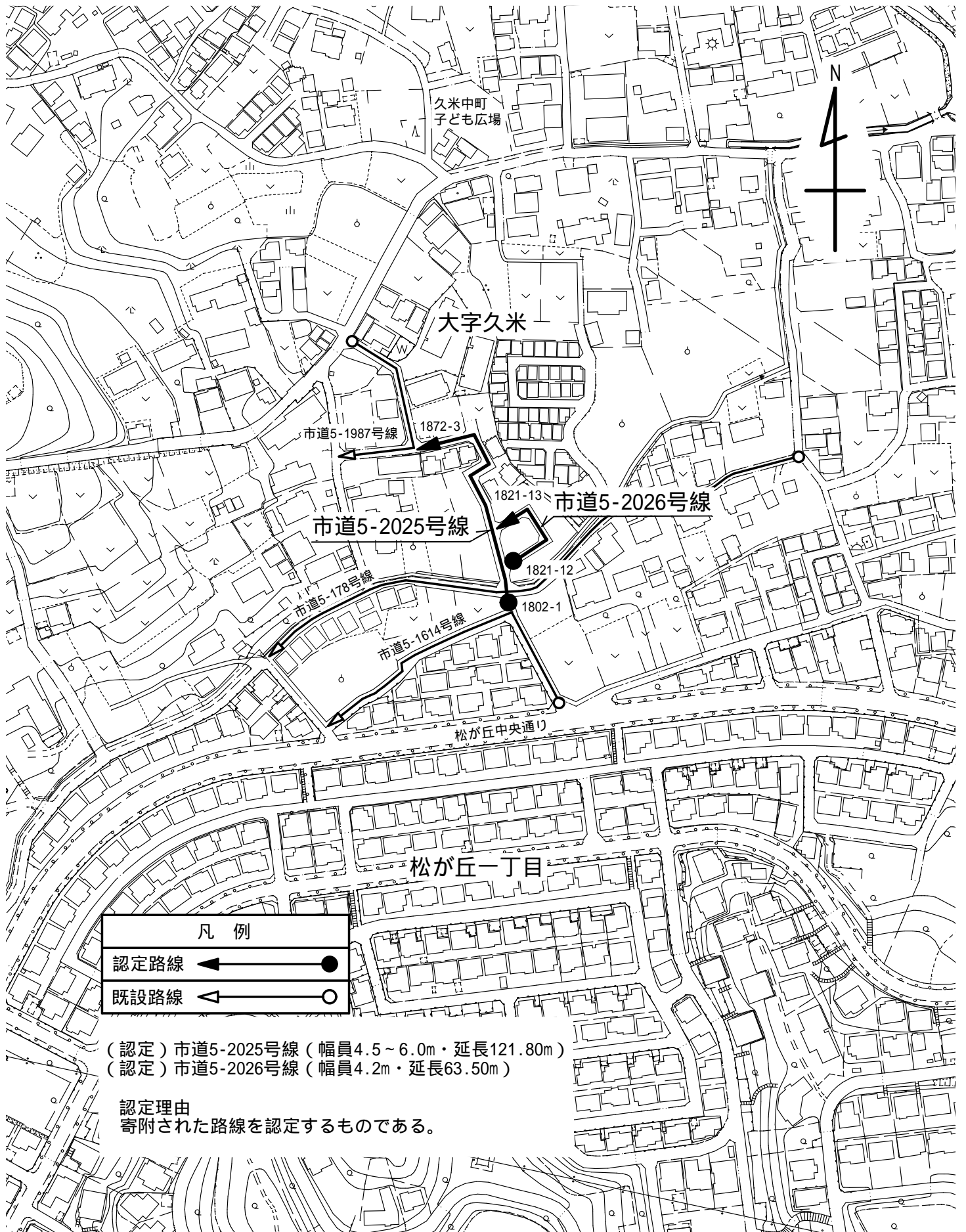
## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

廃止する路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 4 のとおりである。

# 市道路線案内図 1

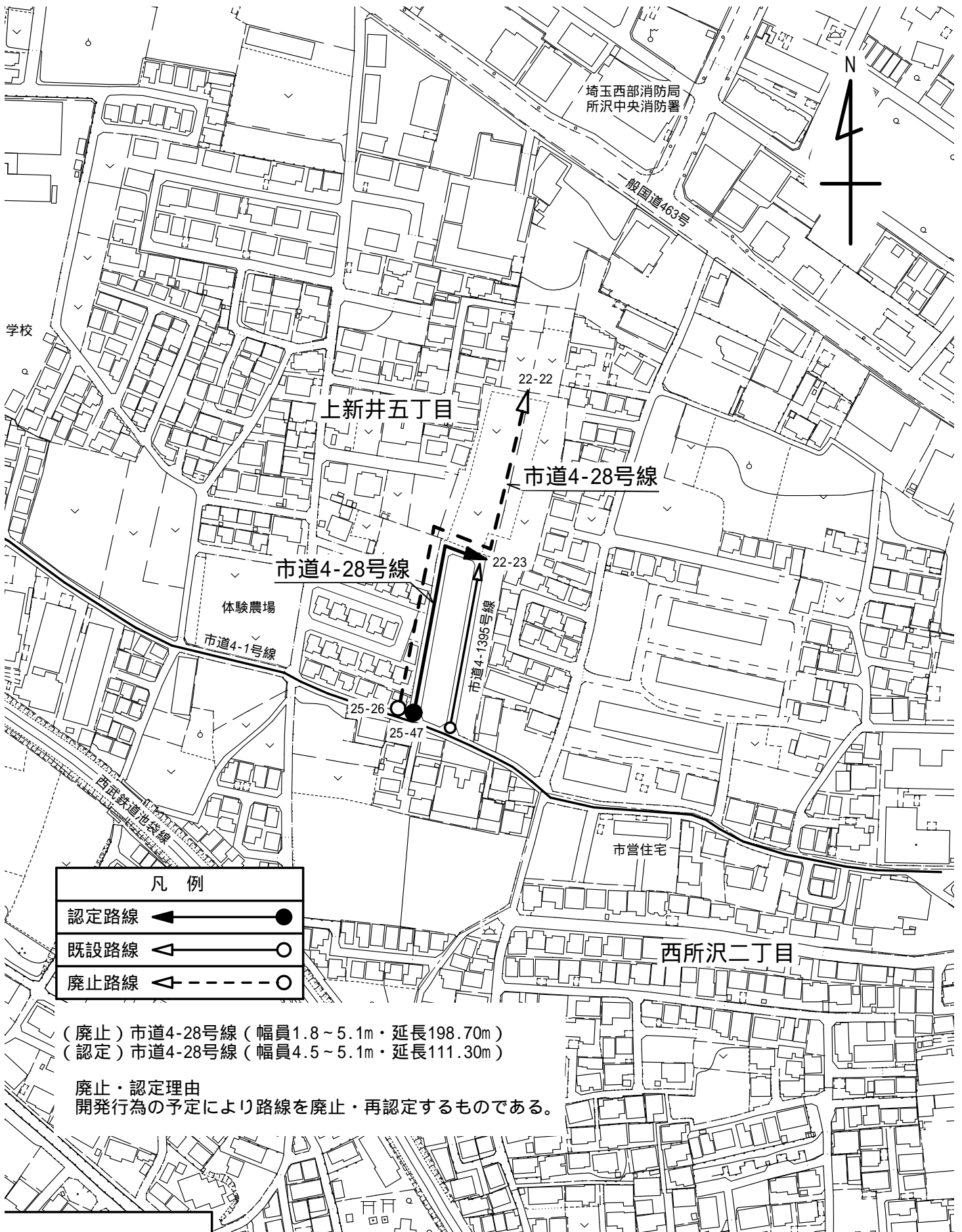


凡 例	
認定路線	← ●
既設路線	← ○

- (認定) 市道5-2025号線 (幅員4.5~6.0m・延長121.80m)
- (認定) 市道5-2026号線 (幅員4.2m・延長63.50m)

認定理由  
寄附された路線を認定するものである。

## 市道路線案内図 2



- (廃止) 市道4-28号線 (幅員1.8~5.1m・延長198.70m)
- (認定) 市道4-28号線 (幅員4.5~5.1m・延長111.30m)

廃止・認定理由  
 開発行為の予定により路線を廃止・再認定するものである。

# 市道路線案内図 3



凡 例	
認定路線	← ●
既設路線	← ○

(認定) 市道3-1168号線 (幅員4.5m・延長100.81m)  
 認定理由  
 開発行為により帰属した路線を認定するものである。

# 市道路線案内図 4



凡 例	
廃止路線	← - - - ○
既設路線	← — — ○

(廃止) 市道1-436号線 (幅員1.8m・延長113.90m)

廃止理由  
北秋津・上安松土地区画整理事業に伴い、路線を廃止するものである。